

令和7年度

厚木市セーフコミュニティ推進条例

運用状況点検報告書

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

# もくじ

1 令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について	1
2 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検結果	
(1) 点検項目1 第4条(市民の役割) 関連	2
(2) 点検項目2 第5条(市の責務) 関連	3
(3) 点検項目3 第6条(基本計画) 関連	4
(4) 点検項目4 第7条(推進体制) 関連	5
(5) 点検項目5 第10条(情報の提供) 関連	6
3 関連資料	
(1) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績	7
(2) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿	7
(3) 厚木市セーフコミュニティ推進条例	8
(4) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則	11

令和8年3月31日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

委員長 宮田 幸紀

職務代理 永井 明

委員 秋山 勝茂

委員 渡邊 妙子

令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について

厚木市セーフコミュニティ推進委員会において、本条例第8条の規定に基づく条例の運用状況について点検を行った結果を、別紙のとおり「令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書」として取りまとめましたので報告します。

本市は、平成20年にセーフコミュニティの取組を開始してから17年間にわたり、本条例に基づく市民と行政等との連携・協働による安心安全なまちづくりのための取組を推進してまいりました。

令和7年度に実施した「安全・健康・コミュニティに関する調査」では、市民と行政等が協力して安心安全に取り組む活動を今後も推進していく必要があると回答した人は、95.7%に上りました。これは、これまでの市民協働による取組の推進が、強く求められていることが明らかになった結果といえます。

国際認証期間満了を迎える令和8年11月以降は、これまでのセーフコミュニティ活動で培ってきた知識・経験を活かし、新たに始まる「セーフシティあつぎ」へと移行しますが、今後につきましても、市民協働による都市全体での安心安全なまちづくりを目指す活動を継続していくことを強く願っております。

## 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検結果

### 【市民の役割】

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆<sup>きずな</sup>の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

1 点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調	<input type="checkbox"/> 概ね順調	<input type="checkbox"/> 不十分	<input type="checkbox"/> その他
--------	--	-------------------------------	------------------------------	------------------------------

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) セーフティーベストは厚木市のセーフコミュニティの象徴であり、地域に深く根付いており、見かけると安心感を与える。引き続きセーフティーベストを着用した活動を継続していくことが望ましい。</p> <p>(2) 地域での活動に学生など若い世代の参加を促すことは容易ではない。市として、地域で活動している学生等を積極的に取り上げて発信することにより、他の地域への広がりを目指す。</p> <p>(3) 登下校時の見守り隊による見守り活動は、地域で定着しつつある。小学校で開催された見守り隊への感謝のつどいなど、各地区における活動の好事例についても、市が積極的に発信し、市民全体に広めていくとよい。</p> <p>(4) 市が行っている活動を通じて、市民の意識向上を図ることが重要である。まずは市民一人一人が役割を果たす前提で意識を持ち、自覚することが大切である。</p>
------	--

【市の責務】

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

1 点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) 地域安心安全研修会については、安心安全が全ての分野に該当するので、現在の講座に加えて、福祉に関する講座など、講座メニューの拡充を検討するとよい。</p> <p>(2) 自治会等の活動意義が地域住民に正しく理解されるよう努めるとともに、こどものけが予防研修などを、各地区や自治会といったより細かな単位で実施し、市民が主体的に参加できる環境づくりを推進すべきである。</p> <p>(3) 青色回転灯を装備した自動車によるパトロールについて、子どもたちの下校時間に合わせて巡回していただいていることに、地域住民は感謝している。今後も継続していただきたい。</p>
------	---

## 【基本計画】

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

1 点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) 自転車ヘルメットインフルエンサー事業について、単年で終了するのではなく、学校と協力しながら継続的に活動を推進していくことが望ましい。また、活動自体の重要性について更なる周知が必要である。</p> <p>(2) ヘルメット着用については、学校への周知・啓発だけではなく、自転車で通う生徒が多い学習塾にも行っていくとよい。</p>
------	---

【推進体制】

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

1 点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》 ・ 今後、本市独自の活動であるセーフシティあつぎに外部評価機関として関与する NPO 法人 Safe Kids Japan の存在が、市民全体に広く認知されていくとよい。
------	--

【情報提供】

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

1 点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) 高齢者のスマートフォン保有が増えている中、手軽で視聴しやすいYouTubeショート動画による啓発は有効である。ちらしの配布などを通じて、動画の存在を積極的に市民へ周知していくことが望ましい。</p> <p>(2) けが予防や防犯啓発に関するリーフレット等のアナログな啓発方法は、デジタル化が主流となる中で貴重な手段である。各種団体の会議等の機会を捉えて配布していくとよい。</p>
------	--

令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績

日時	場所	議事
7月29日(火) 10:00~11:00	本庁舎3階 特別会議室	① 委員長及び職務代理の選出について ② 厚木市がセーフコミュニティを始めた「きっかけ」とセーフコミュニティ推進委員会について ③ 視察可能なセーフコミュニティ活動について
12月18日(木) 10:00~11:00	第二庁舎 11階会議室	①セーフコミュニティ国際認証から「セーフシティあつぎ」への移行について ②厚木市セーフシティ推進条例制定及びセーフシティあつぎ推進基本計画の策定方針について ③今後のスケジュールについて
3月17日(月) 10:00~11:20	第二庁舎 16階会議室 A	①令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について ②厚木市セーフシティ推進条例(案)の概要について ③今後のスケジュールについて

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿(敬称略・順不同)

委員任期：令和7年7月27日から令和8年11月(予定)

No.	役職	氏名	選出区分
1	委員長	宮田 幸紀	有識者
2	職務代理	永井 明	有識者
3	委員	秋山 勝茂	市民公募
4	委員	石澤 ふじ枝	有識者
5	委員	渡邊 妙子	市民公募

## ○厚木市セーフコミュニティ推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

### (基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

### (市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆<sup>きずな</sup>の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

### (市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

### (基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその

結果に基づく取組

(6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

## ○厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。